

宮崎県首都圏情報発信拠点「新宿みやざき館KONNE」テストマーケティング実施要領

宮崎県商工観光労働部オールみやざき営業課

平成29年12月20日制定

平成30年8月1日一部改正

1 趣旨

首都圏情報発信拠点「新宿みやざき館KONNE」を活用し、本県の特産品が首都圏で通用する魅力ある商品に磨き上げるために、実施する試験販売の手続きについてこの要領を定める。

2 取扱商品

「新宿みやざき館KONNE」の取扱商品選定要領2 取扱商品の選定基準（3）県産品の条件を満たしていること。また、過去に取扱商品として選定されたことがないこと。

3 出展条件

「新宿みやざき館KONNE」の取扱商品選定要領2 取扱商品の選定基準（2）出展者及び（4）の条件を満たしていること。

なお、出展の可否については利用申請ごとに運営受託者が審査し決定すること。

4 販売期間

原則として1ヶ月とする。

ただし、県と運営受託者の協議に基づき必要と認めた場合は、この限りではない。

5 申請の手続き及び手数料

運営受託者が別に定める。

6 フィードバック

販売期間終了後、運営受託者は1ヶ月を目途に、販売データや消費者の反応、専門家のアドバイス等をまとめた商品評価を出展者へフィードバックすること。

7 その他

この要領に定めるもののほか、出展に関し必要な事項は県と運営受託者が協議の上、別に定める。